

スライド申請に対する単価設定の考え方

①当初契約において刊行物等の単価を用いているもの

文部科学省基準※を適用した当初契約の考え方に従い、基準日時点での単価に入れ換え

※「公共建築工事積算基準等資料」(H28.6文部科学省大臣官房文教施設企画部参事官)による

②当初契約において見積による単価を用いているもの

【本事業の特殊性】

一般的な公共発注では、発注者が見積を取得し予定価格算出内訳明細書を作成

本事業では

事業者自らが工事費内訳書を作成

見積も事業者が取得
(建設業者の実勢価格が反映)

そのため

事業者が取得した見積に対する物価変動を客観的に判断できるスキームが必要

【対応の方向性とその理由】

- ◆ 個別細目を包含する、平均的な物価変動率を用いる。
 - 「類似」への該当性が客観的に説明できるようするため、個別細目ごとの類似する物価指数の設定は行わず、これらの細目を包含する平均的な物価指数を設定する。

- ◆ 「標準建築費指数季報」(建設工業経営研究会)の指数を用いる。
 - 一般的に普及している物価指数を用いることが重要。
 - 本事業の特性を踏まえ、当初契約時の見積単価(=建設業者の実勢価格に即した単価)の物価変動を適切に反映できる指数として、「大手建設業者の調査資料等から作成されている」※とされる標記の指数を採用する。

※「日本の長期統計系列」第9章(総務省統計局)

なお、以下の理由により再見積の取得は行わない。

- 発注者が再見積しても、受注者側の見積との比較検証ができない。
- 受注者による再見積の取得に多大な労力を要し、その見積書の妥当性を検証する発注者側にも多大な労力が生じる。

参考資料2